

# 精神障害と死刑

川 本 哲 郎

- 一. はじめに
- 二. 我が国とアメリカ合衆国における死刑の実態
  - (一) アメリカ合衆国
  - (二) 日本
  - (三) 国際的動向
- 三. 精神障害者の死刑
  - (一) 知的障害と犯罪
  - (二) 知的障害
  - (三) 死刑の執行停止
- 四. 死刑確定者の処遇
  - (一) 刑事施設内の精神医療
  - (二) 死刑確定者に対する精神医療
- 五. おわりに

一. はじめに  
死刑に関して二〇〇六年には若干の注目すべき動きが見られた。まず、一月一七日に連続幼女誘拐殺人事件の犯人の宮崎勤に対する死刑判決が確定した。この審理では、第一審において精神鑑定が三回実施され、その結論が分かれたた

めに、注目が集まった。<sup>(1)</sup> また、その後、彼が拘禁反応を示していると伝えられたことも、後述するように、重要な問題である。<sup>(2)</sup> 次いで、六月二〇日に、最高裁は、光市母子殺害事件に關して、犯行当時一八歳の被告人に無期懲役を科した控訴審判決を、量刑不当として、破棄した。<sup>(3)</sup> 七月四日には、広島女児殺害事件の犯人に対して、第一審の広島地裁が無期懲役の判決を言い渡した。小児性愛症（ペドフィリア）の疑いがある犯人に対する死刑は回避されたのである。<sup>(4)</sup> 九月一五日には、オウム真理教事件の首謀者とされる元教祖に対する死刑判決が確定した。この場合は、被告人の訴訟能力が問題となった。<sup>(5)</sup> 九月二六日に、奈良地裁は、奈良女児殺害事件の犯人に死刑を言い渡し、その後本人が控訴を取り下げたので、死刑が確定した。この犯人も小児性愛症の疑いがあり、同種の前科もあったためか、被害者が一人の事件で死刑が科されることとなった。<sup>(6)</sup> 一月一三日には、浪速姉妹殺害事件の犯人に死刑が言い渡された。この犯人は、一六歳時に母親をバットで殴り殺しており、中等少年院に三年間収容されていたが、広汎性発達障害の疑いが指摘されている。<sup>(7)</sup>

二〇〇六年九月に法務大臣が交代したが、前任者は、その一年前の就任時に、会見において死刑執行命令書に署名しないという考えを明らかにし、直後に撤回したという経緯のある人物であった。そして、結局、前大臣は在任中には署名しなかったたので、そのためもあってか、年末に四人について死刑が執行されたけれども、執行されていない死刑確定者の数は一〇〇人近くに達していたことが明らかにされた。また、同日に、名張毒ぶどう酒事件の再審決定が取り消された。犯人とされ死刑を科されたO氏は八一歳の高齢である。<sup>(8)</sup>

一方、欧米各国の中で唯一死刑を存置しているアメリカ合衆国においても、二〇〇六年一月以降に大きな動きが見られた。アメリカ合衆国では、二〇〇二年に連邦最高裁が、精神遅滞（知的障害）の者に対する死刑は「残虐で異常な刑罰である」とし、<sup>(9)</sup> 二〇〇三年には、当時のイリノイ州知事が州内の全死刑囚一六七人の一括減刑を発表した。<sup>(10)</sup> さらに

二〇〇五年に、連邦最高裁は、一八歳未満の者に対する死刑を違憲とし、<sup>(11)</sup>死刑の在り方を見直す動きがあったが、二〇〇六年一二月に、フロリダ州知事が死刑の暫定的執行停止を命じた。また、カリフォルニア州の連邦地裁は、死刑の手續に疑問があるとした。前者の原因は、フロリダ州では死刑の執行方法として注射を採用しているが、執行する際に手違いがあったために、執行に三〇分以上かかり、受刑者に多大な苦痛を与えたのではないかが問題となったことである。後者の場合は、死刑執行に携わる者の資格や訓練に問題があるとされ、記録や薬物量の不足、環境の不備なども指摘された。そして、注射による死刑の執行では、麻酔、麻痺、心臓停止のために三種類の薬物が使用されるが、一番目に投与される薬物の麻酔効果が不十分であれば、受刑者に無用な苦痛を与える可能性のあることが問題とされた。<sup>(12)</sup>

これ以外にも、後述するように、二〇〇七年一月には、ニュージャージー州の立法委員会が死刑の廃止を勧告したし、連邦最高裁は、重篤な精神障害に罹患している死刑囚の死刑の妥当性についての検討を開始することを認めた。また、メリーランド州では死刑の廃止が検討されており、<sup>(13)</sup>ノースカロライナ州では、医師会が、死刑の執行に医師が拘わることを禁じるという決議を行ったのを受けて、裁判所が死刑執行の延期を決定し、議会は、死刑のモラトリアムを検討することになった。<sup>(14)</sup>

我が国においても、死刑の廃止を訴える主張は散見されるが、残念ながら、大きな勢力とはなっておらず、近い将来に国会において死刑の存廃が論じられることはないというのが現状であろう。しかしながら、数年後には、司法制度改革の一環である裁判員制度が開始される。この制度が死刑を促進するか抑制するかに関して意見が分かれており、<sup>(15)</sup>その帰趨を予測することは困難であるが、死刑の存廃を議論する好機であることに疑いはない。欧米諸国の中で死刑を存置しているアメリカ合衆国における動向を参考にして、大規模な国民的議論が起きることを期待したい。そこで本稿では、死刑を巡る諸問題の中で、精神障害と死刑の問題を取り上げることとする。以前から、精神障害者の拘禁処遇の問

題に関心を抱いてきたが、その後、精神障害について、その中心にある統合失調症から範囲を拡大して、小児性愛症を含む性的逸脱が大きな問題となっている人格障害や薬物依存症の犯罪者の処遇について検討するうちに、知的障害の重要性を看過してはならないと思っていたところ、アメリカ合衆国における精神遅滞（知的障害）者に対する死刑の問題に遭遇するとともに、各州の死刑を巡る動向に接したのが本稿を執筆する動機である。さらに、我が国において二〇〇六年に受刑者処遇法が改正され、刑事収容施設・被収容者等処遇法が成立した際に、死刑確定者の処遇に関する規定が置かれて、改善が図られたが、この点についても検討してみたいと思ったからでもある。

注

- (1) 最判平成一八年一月一七日判タ二二〇五号一二九頁。なお、第一審について、浅田和茂「完全責任能力が認められた事例」ジュリスト平成九年度重要判例解説一五三頁参照。
- (2) 中安信夫「宮崎勤精神鑑定書別冊 中安信夫鑑定人の意見」(二〇〇一年)、一橋文哉「宮崎勤事件」(二〇〇一年)、瀧野隆浩「宮崎勤精神鑑定書」(二〇〇〇年)、佐木隆三「宮崎勤裁判(上)(中)(下)」(一九九五年―二〇〇〇年)など参照。
- (3) 最判平成一八年六月二〇日判時一九四一号三八頁、判タ二二三号八九頁。
- (4) 広島地判平成一八年七月四日判タ二二二〇号一一八頁。
- (5) 朝日新聞二〇〇六年九月一六日。
- (6) 朝日新聞二〇〇六年九月二六日。
- (7) 朝日新聞二〇〇六年二月二日、一二月一三日。
- (8) 朝日新聞二〇〇六年一二月二六日。
- (9) 小早川義則「デュ・プロセスと精神遅滞犯罪者への死刑…合衆国最高裁アトキンズ判決を契機に」桃山法学三号(二〇〇四年)一頁以下、岩田太「精神遅滞者に対する死刑の合憲性」ジュリスト二二三七号(二〇〇三年)二三四頁以下参照。
- (10) 朝日新聞二〇〇三年一月二四日。

- (11) 朝日新聞二〇〇五年三月三日。この判決 (Roper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005)) を取り上げたものとして、勝田卓也・判例研究・法学雑誌五二巻四号 (二〇〇六年) 一八八頁以下、岩田太・判例研究・アメリカ法二〇〇五年二号 (二〇〇六年) 三六頁以下、門田成人『進展する品位の水準』原理と修正第八条(一)〔神戸学院法学三五巻三号 (二〇〇五年) 五一頁以下、辻本衣佐「少年に対する死刑——世界とわが国の現状」法律論叢七七巻四・五号 (二〇〇五年) 一八三頁以下参照。
- (12) The New York Times, 2006.12.16; 産経新聞二〇〇六年一月二七日。判決文は、死刑情報センターのホームページで入手可能 (Death Penalty Information Center, <http://www.deathpenaltyinfo.org>)。
- (13) Washington Post, 2007.1.26.
- (14) AP, 2007.1.25 and 1.27.
- (15) たとえば、江村智禎「死刑執行停止に関する大阪公聴会」、アムネスティ・インターナショナル日本 死刑廃止ネットワーク東京「欧州における死刑廃止」季刊刑事弁護四九号 (二〇〇七年) 一六頁以下参照。

## 二. 我が国とアメリカ合衆国における死刑の実態

### (一) アメリカ合衆国

#### ア 死刑執行の現状

二〇〇六年のデータを見ると、死刑の執行数は、この一〇年で最低の五三件であり、死刑を存置している三八州のうち、一〇州はほとんどの執行を停止し、イリノイ州とニュージャーシー州は正式のモラトリアムを実施している。八州は、注射殺について検討している間は死刑の執行を保留している。したがって、死刑を執行しているのは二〇州だけであるが、その内訳を見ると、表1のように、二〇〇六年に死刑を執行したのは一四州だけであり、その中で、一件が八州、四く五件が五州となっており、最後のテキサス州の年間執行数二四件が突出しているというのが現状である。さらに、二〇〇四年にニューヨーク州の死刑法は違憲とされたし、ニューハンプシャー州に死刑確定囚は存在しな

刑よりも大きい、正確には測定できない、③死刑は現在の「品位」(decency)という基準に合致しない、④死刑の適  
 る。①死刑が、その意図を正当に果たしているとすると十分に証拠は存在しない、②死刑の費用は仮釈放のない無期  
 ニュージャージー州の死刑検討委員会は、二〇〇七年一月二日に報告書を提出した。その結論は、以下の通りであ  
 イ ニュージャージー州の死刑検討委員会

表1 アメリカ合衆国における各州の死刑執行

	2005	2006
テキサス	19	24
オハイオ	4	5
ノースカロライナ	5	4
フロリダ	1	4
オクラホマ	4	4
バージニア	0	4
アラバマ	4	1
カリフォルニア	2	1
インディアナ	5	1
ミシシッピ	1	1
モンタナ	0	1
ネバダ	0	1
サウスカロライナ	3	1
テネシー	0	1
アーカンソー	1	0
コネチカット	1	0
デラウエア	1	0
ジョージア	3	0
メリーランド	1	0
ミズーリ	5	0
計	60	53

Death Penalty Information Center, The Death Penalty in 2006: Year End Report, December 2006.

い。ギャロップの世論調査によれば、この二〇年間で初めて、死刑よりも「仮釈放なしの無期刑」に賛成する人が多くなつた。また、アメリカ法曹協会、アメリカ精神科医協会、アメリカ心理学学会などは、重篤な精神障害者に対する死刑の廃止を支持している。

用において、不公平な人種偏見を支持するような情報は得られなかった、⑤死刑廃止によって、死刑判決の不均衡の危険は消滅する、⑥少数の者を処刑することによって得られる利益は、誤判の危険を正当化するのに十分ではない、⑦仮釈放のない無期刑が設けられていけば、国民の安全にとっては十分であり、殺人の被害者遺族を含む、社会的かつ刑罰的利益が得られる、⑧十分な基金が、殺人被害者の遺族に対する適切な支援を確保するために設けられるべきである。つまり、「死刑を科す目的は達成されていないので、死刑は廃止されるべきであり、仮釈放のない無期刑に代替されるべきである。また、死刑廃止によって得られる利益は被害者のために使われるべきである」、というのがその骨子である。<sup>(17)</sup>

#### ウ 精神障害者に対する死刑

前述のように、二〇〇二年に連邦最高裁は、精神遅滞者に対する死刑は「残虐で異常な刑罰である」とし、二〇〇三年には、イリノイ州知事が、冤罪のおそれがあることを根拠として、州内の全死刑囚一六七人の一括減刑を発表した。<sup>18)</sup>そして、二〇〇五年に連邦最高裁は、一八歳未満の者に対する死刑を違憲とした。

このように、死刑に関しては、精神遅滞者や少年に対する死刑と誤判の問題に焦点が当てられていたが、現在、関心を集めているのは、注射執行と精神障害の問題である。注射による死刑の執行は、受刑者に無用の苦痛を与えないという、ギロチン以来の人道的配慮に基づくものであるが、その実態に疑問が投げかけられるようになったのである。後者は、精神遅滞者や少年に対する考慮は精神障害者にも及ぼされるべきであるとするものであり、その背後には、自らの権利を守れない弱者である精神障害者に対しては、責任能力や訴訟能力の判定にとどまらず、刑の執行の段階でも配慮を与える必要がある、という考えが存在している。要するに、アメリカ合衆国においては、我が国よりも、あらゆる場

面において適正手続への関心が大きいように思われる。<sup>(19)</sup>

(二) 日本

ア 死刑執行の現状

我が国の死刑は、刑事施設内において、絞首して執行される。また、死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘留される（刑法 一条）。死刑の執行は、法務大臣の命令により、この命令は、判決確定の日から六ヶ月以内に行わなければならない（刑訴法 四五条）。六ヶ月以内とされたのは、憲法 三六条の残虐な刑罰禁止の趣旨から、不当に長く死の恐怖にさらすことを避けるためであるとされているが、<sup>(20)</sup>死刑の確定判決から執行までの平均期間は七年に達している。なお、平成一六年末の死刑確定者の数は六六人であり、<sup>(21)</sup>平成一七年末には七七人になったが、<sup>(22)</sup>前述のように、平成一八年末には一〇〇人近くに達している。表 2 の通り、年間の死刑言渡と執行数は少数にとどまっている。法務大臣が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない（刑訴法 四七六条）。死刑の執行は刑事施設内の刑場において行われることになっており（刑事収容施設・被収容者等処遇法 一七八条）、全国七箇所<sup>(23)</sup>の拘留所に刑場が置かれている。死刑は、検察官などの立ち会いのうえ執行され（刑訴法 四七七条）、足下の床板を落<sup>(24)</sup>下させる地下絞架式が採用されている。絞首の後、死相を検し、五分を経過しなければ絞縄を解いてはならない（刑事収容施設・被収容者等処遇法 一七九条）。日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、三日および一月二九日から一月三一日までの日には、死刑を執行しない（同法 一七八条二項）。心神喪失の状態に在るときと女子受刑者が妊娠しているときは執行が停止される（刑訴法 四七九条）。



表2 我が国における死刑の運用状況

年次	第1審 死刑言渡 人員数	死刑 執行 人員数	年次	第1審 死刑言渡 人員数	死刑 執行 人員数	年次	第1審 死刑言渡 人員数	死刑 執行 人員数
昭和21	40	11	41	14	4	61	5	2
22	105	12	42	7	23	62	6	2
23	116	33	43	15	0	63	10	2
24	55	33	44	9	18	平成元	2	1
25	62	31	45	9	26	2	2	0
26	44	24	46	4	17	3	3	0
27	37	18	47	4	7	4	5	0
28	22	24	48	4	3	5	7	7
29	20	30	49	6	4	6	3	2
30	34	32	50	5	17	7	11	6
31	24	11	51	4	12	8	1	6
32	35	39	52	9	4	9	3	4
33	25	7	53	6	3	10	7	6
34	28	30	54	7	1	11	8	5
35	12	39	55	9	1	12	14	3
36	29	6	56	2	1	13	10	2
37	12	26	57	11	1	14	18	2
38	12	12	58	5	1	15	13	1
39	12	0	59	6	1	16	14	2
40	16	4	60	9	3	17	13	1

## イ 判例の立場

昭和二二年に憲法が制定され、残虐な刑罰を禁止する規定が置かれたので、死刑はこれに該当するのではないかが争われた事件の判決において、最高裁は、死刑の存置は憲法の予定するところであるとした。<sup>(23)</sup> 憲法は「公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然予測している」とし、憲法三一条は、「国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によって、これを奪う刑罰を科せられること」を定めている、としたのである。また、昭和五八年には、永山事件判決において死刑の適用基準を示した。そこでは、「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等」が挙げられた。<sup>(24)</sup>

前述した近時の判例を少し詳しく紹介すると、第一に、宮崎勤に対する判決は、永山事件判決の基準に従ったものがあり、判示に特に目新しいものはないが、前述したように、彼の拘禁反応が今後どうなるかに注目したい。第二に、光市母子殺害事件判決は、原審と原原審が無期懲役を選択したのに対して、とくに犯人の計画性と可塑性を取り上げたうえで、最終的に、「いまだ被告人につき死刑を選択しない事由として十分な理由に当たると認めることはできない」としたものである。なお、本件は被害者遺族の被害感情の峻厳さが広く報道された事案でもあった。<sup>(25)</sup>

第三の広島女児殺害事件において死刑が科されなかったのは、殺害された被害者が単数であることと、計画性に欠け、前科がないことから、「死刑をもって臨むには、なお疑念が残る」とされたからである。<sup>(26)</sup> 第四のオウム真理教元教祖に関する最高裁の決定は、被告人の訴訟能力を認めて、特別抗告を棄却したものであるが、弁護士の依頼で接見した七人の精神科医はいずれも訴訟能力を否定する意見であったことが報道されており、死刑の執行にあたって問題の残るものであることがうかがわれる。<sup>(27)</sup>

第五に、奈良女児殺害事件の判決では、基本的に永山事件の基準に従い、被告人には更生の意欲もなく、人格の矯正可能性も極めて低い状況にある、として死刑が科された。被害者の数が一名であることに關しては、幼少の女児が性的被害を受けたことを重視して、「被害者の数だけをもって死刑を回避することが明らかであるとはいえない」とされた。<sup>(28)</sup>最後の浪速姉妹殺人事件では、広汎性発達障害の疑いのある二三歳の被告人に対して、精神鑑定の「人格障害・責任能力あり」という結果を踏まえて、「被告には強い殺人願望があり、犯罪傾向は強固で更生を期待することは非常に難しい」として、死刑が言い渡された。<sup>(29)</sup>

このように、いずれの事件においても、被告人には広い意味での精神障害が認められるのであり、今後、死刑の執行の場面において、問題が生じないかどうかが危惧されるところである。

ウ 日本弁護士連合会と死刑廃止議員連盟の提案

日弁連は、二〇〇二年に、「一定期間の死刑執行停止法案の制定」を提唱し、①死刑に関する刑事司法制度の改善、②死刑存廃論議についての会内論議の活性化と国民的論議の提起、③死刑に関する情報開示の実現、④死刑に代わる最  
高刑についての提言、⑤犯罪被害者・遺族に対する支援・被害回復・権利の確立等、への取り組みを推進することを提  
言した。<sup>(30)</sup>

国会においては、二〇〇三年に、超党派の死刑廃止議員連盟が「重無期刑の創設及び死刑制度調査会の設置等に関する法律案」を作成したが、国会には提出されなかった。この法案は、仮釈放の認められない長期の自由刑を創設すると同時に、国会に死刑制度調査会を設置して、その結論が提出されるまでの期間の死刑執行停止を行うというものであつた。<sup>(31)</sup>

(三) 国際的動向

アムネスティ・インターナショナルによれば、二〇〇六年一二月の時点で、あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国は八八、通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国は一一、事実上の死刑廃止国は二九で、合計一二八か国である。これに対して死刑を存置している国の数は六九となっている。死刑の執行方法としては、斬首、電気椅子、絞首、注射、射殺、石打ちなどが用いられている。

死刑廃止を決議した条約としては、①市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書、②死刑を廃絶する人権に関する米州条約議定書、③欧州人権条約第六議定書、④欧州人権条約第一三議定書がある。<sup>(32)</sup>

二〇〇一年欧州評議会議員会議は、オプザバーバー国であるアメリカ合衆国と日本に対して、次のような決議を採択した。すなわち、①日米両国に対し、直ちに死刑執行を停止することを求めること、②両国において死刑廃止に関し重要な進展が見られない場合、両国のオプザバーバー資格の継続を見直すこと、である。<sup>(33)</sup>

国際連合の経済社会理事会の人権委員会は、繰り返し、精神ないし知的障害を有する者 (a person suffering from any mental or intellectual disabilities) に対する死刑の適用と執行とを認めないという立場を表明している。<sup>(34)</sup>

アムネスティ・インターナショナルは、二〇〇七年一月に、我が国の法務大臣にあてて公開書簡を送り、二〇〇六年末の四人に対する死刑執行に改めて抗議するとともに、日本が死刑を廃止するように求めているが、具体的には、死刑廃止の提案に加えて、死刑判決の減刑と執行停止、情報の開示、一般社会と国会での議論の開始、死刑確定者の処遇の改善、とくに接見交通の拡大と医療施設へのアクセスの保障を挙げている。本稿との関連では、最後の「(精神) 医療施設へのアクセスの保障」が重要であろう。<sup>(35)</sup>

- (16) アメリカ合衆国の判例では、*“evolving standards of decency that mark the progress of a maturing society”*。「成熟した社会の進歩を示しながら発展する『品位』という基準」という表現が用いられている。詳しくは、小早川・前掲論文、安部圭介他「座談会 合衆国最高裁判所二〇〇四―二〇〇五年開廷期重要判例概観」アメリカ法二〇〇五年二号二四二頁以下参照。
- (17) *Death Penalty Information Center*, <http://www.deathpenaltyinfo.org>; AP 2007.1.3.; *The New York Times*, 2007.1.2. 報告書 (*New Jersey Death Penalty Study Commission Report*, January 2007) はニュージャージー州のホームステイジで入手できる。なお、仮釈放なしの無期刑に関しては、フロリダ州において仮釈放なしの無期刑を科された受刑者が、「一生刑務所に閉じこめられる人生には耐えられない」として、死刑判決を得るために刑務所内で殺人を犯した例が報じられている(朝日新聞二〇〇四年五月二七日)。
- (18) アメリカ合衆国の死刑に関する文献には夥しいものがあるが、他の註で掲げたもの以外では、宮本倫好「死刑の大国 アメリカ」(一九九八年)、ジョセフ・L・ホフマン(井上正仁〈訳〉)「アメリカの死刑制度」*刑法雑誌*三八巻二号(一九九九年)一五八頁以下、橋爪信「アメリカの死刑制度を巡る状況」*判例タイムズ*一一四八号(二〇〇四年)八六頁以下、柳重雄「アメリカにおける死刑モラトリアム運動の前進」*法学セミナー*五九七号(二〇〇四年)七六頁以下、福田雅明「アメリカの死刑執行停止に関するモラトリアム運動の意味(上)(下)」*山梨学院大学法学論集*五一、五四号(二〇〇四―二〇〇五年)、田中輝和「イリノイ州えん罪の原因と対策―阿部古稀記念論集「刑事法学の現代的課題」(二〇〇四年)六三頁以下、スコット・トゥロー「極刑」(指宿信||岩川直子〈訳〉)(二〇〇五年)、藤本哲也「最近のアメリカ合衆国における死刑の現状」*白門*五七巻四号(二〇〇五年)三〇頁以下、同「最近のアメリカ合衆国における死刑事情」*戸籍時報*五八一号(二〇〇五年)四一頁以下など参照。
- (19) *The Columbus Dispatch*, 2006.12.15.; *Amnesty International USA*, *The Execution of Mentally Ill Offenders*, 2006. なお、死刑は、子ども、妄想を有する者、パラノイド(偏執病)、脳障害、科学物質不均衡、児童虐待の被害者、戦争のPTSD、薬物依存、などの弱者・問題児に科されてくる<sup>1</sup>とするのは、S. B. Bright, *Why the United States Will Join the Rest of the World in Abandoning Capital Punishment*, in H.A. Bedau and P.G. Cassell ed., *Debating the Death Penalty*, 2004, pp. 175-176. See, J. D. Bessler, *Death in the Dark*, 1997, p. 160.

- (20) 大谷實「刑法講義総論〔追補版〕」（二〇〇四年）五五六頁。
- (21) 平成一七年版犯罪白書一一二頁。
- (22) 平成一八年版犯罪白書七〇頁。
- (23) 最判昭和三三年三月一二日刑集二卷三号一九一頁。
- (24) 最判昭和五八年七月八日刑集三七卷六号六〇九頁。拙稿「死刑の適用基準（永山事件）」大谷實編「判例講義刑法Ⅰ総論（二〇〇一年）一六四頁参照。
- (25) 最判平成一八年六月二〇日判時一九四一号三八頁、判タ一二一三号八九頁、「年報・死刑廃止二〇〇六 光市裁判 なぜテレビは死刑を求めるのか」（二〇〇六年）参照。
- (26) 広島地判平成一八年七月四日判タ一二二〇号一一八頁。
- (27) 朝日新聞二〇〇六年二月二日、九月一六日。
- (28) 朝日新聞二〇〇六年九月二六日。
- (29) 朝日新聞二〇〇六年一月一三日。
- (30) 日本弁護士連合会編「死刑執行停止を求める」（二〇〇五年）八八頁。
- (31) 季刊刑事弁護三七号（二〇〇四年）一〇二頁以下、亀井静香「死刑廃止論」（二〇〇二年）参照。
- (32) <http://www.amnesty.or.jp>。
- (33) 山田利行「死刑制度の存廃に関する国際的な動向と日本」罪と罰四〇巻一号（二〇〇二年）四六頁、石塚伸一「死刑をめぐる新たな動き」法律時報七六巻一三号（二〇〇四年）一頁参照。
- (34) Commission on Human Rights, Report on the sixty-first session, 2005.  
<http://www.amnesty.or.jp>。
- (35) <http://www.amnesty.or.jp>。国際的動向や国会の質疑等は前掲「年報・死刑廃止」（註25）に掲載されている。二〇〇六年末のフセイン元イラク大統領の死刑執行も波紋を広げた（朝日新聞二〇〇七年二月二四日）。

### 三、精神障害者の死刑

#### (一) 知的障害と犯罪

アメリカ合衆国では、二〇〇二年に連邦最高裁が、精神遅滞（知的障害）者に対する死刑を「残虐で異常な刑罰」に当たるとして、違憲の判断を示した。この判決は、IQが五九（＝軽度の精神遅滞）であり、知的年齢九―一二歳であった被告人に対して、以下のような根拠から死刑を科すのは許されないとした。すなわち、①応報の前提である非難度が低く、犯罪を抑止する目的が果たせない、②被告人には知的な限界が認められるため、弁護士との意思疎通、公判での証言など死刑の適正運用のために設けられた手続的保障を十分活かすことができない、というのである。連邦最高裁は、一九八六年に心神喪失者に対する死刑を「残虐かつ異常な刑罰」とした。意味を理解できない者に対する死刑に応報の意味はないし、また、人間性に反するからである。しかし、精神遅滞者について、連邦最高裁は、一九八九年に、違憲ではないという判断を下していた。その当時は、精神遅滞者に対する死刑を禁じていたのは一州だけであり、これに対する国民的合意が形成されているとは言いがたいし、精神遅滞は責任を軽減する事由ではあるが、それによって精神遅滞者に対する死刑がすべて禁じられるわけではない、としたのである。しかし、その後、精神遅滞者に対する死刑を禁止する州は増加し、連邦最高裁も見解の変更を迫られたわけである。<sup>(36)</sup>

我が国においても、二〇〇七年の一月に大阪府において、知的障害を有する男性が三歳の男児を歩道橋の上から投げ落とすという事件が発生した。<sup>(37)</sup>そこで、以下では、知的障害と犯罪の関連を見てみよう。

#### (二) 知的障害

知的障害は、精神保健福祉法においても精神障害のひとつとされている。同法五条は、「この法律で『精神障害者』

とは、精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定めている。法令用語としては、従来、「精神薄弱」という表現が用いられてきたが、関係者から適切でないという批判があり、一九九九年から知的障害へと変更された。<sup>(38)</sup>精神医学では、精神遅滞 (Mental Retardation) という用語が用いられ、その意義は、「精神の発達停止あるいは発達不全の状態であり」、その特徴は、「発達期に明らかになる全体的な知能水準に寄与する能力、たとえば認知、言語、運動および社会的能力の障害」であるとされている。<sup>(39)</sup>二〇世紀初頭は、知的障害と犯罪との関連が承認されていたが、現在では、知的障害は、精神医療の診断基準である DSM III によれば、人格障害と同様に、刑を減輕されない精神障害に分類されている。<sup>(40)</sup>

知的障害者の責任能力に関しては、心神喪失や心神耗弱とされる場合もあるが、完全責任能力とされる場合もあり、「個別的・具体的に判断すべきである」とされている。<sup>(41)</sup>ただし、ここで問題となるのは、責任能力や訴訟能力ではなく、受刑能力である。受刑能力とは、「刑の執行を受けるのに適応する能力」のことをいう。刑事訴訟法四七九条が、「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する」としているのがこれである。たしかに、後に述べるように、精神障害者に対する死刑は回避されるべきであるが、精神遅滞者の場合は、責任能力と訴訟能力が認められているにもかかわらず、受刑能力だけが認められないという事例は少ないように思われる。精神遅滞は発達障害に近いものとされることがあり、その発症は一八歳以前とされているからである。<sup>(43)</sup>したがって、我が国では、知的障害者については、むしろ、責任能力と訴訟能力の判定が重要であり、また、自由刑を科された場合の処遇の改善が当面の課題であろう。<sup>(44)</sup>

そこで、問題は、責任能力と訴訟能力には欠けるところがなかったのに、死刑が確定した後の拘禁中に精神障害に罹患し、心神喪失・耗弱などになった場合である。これについては、前述したように、刑事訴訟法では心神喪失の場合だ



けが規定されているが、その運用はどのようになっていのかを以下において検討したい。

### (三) 死刑の執行停止

前述のように、刑事訴訟法四七九条は、「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する」と規定しており、これに従って、執行事務規程二七条は、死刑執行停止の事由があると認めるときは、「直ちに法務大臣に報告してその指揮を受ける」と定めている。心神喪失などのときに死刑を執行しないのは当然のことであるが、この刑事訴訟法の規定は、国連事務総長の「死刑に関する報告書」にも引用されている。すなわち、「例えば日本のように、仮に死刑の判決を受けた者が精神異常に陥った場合には、その間死刑の執行が行われられないところもある」とされているのである。

心神喪失の意義については、「自己の違法行為を非難する裁判に基づいて自己の生命の絶たれることの認識の能力」が欠けること<sup>(46)</sup>とか、「死刑の刑罰としての意味を理解しうる能力がないことをいう」と<sup>(47)</sup>とされている。

死刑の執行停止の理由に関しては、「心神喪失の状態にある者に対する死刑の執行は刑の執行としての意味を有しないばかりでなく、死刑執行の目的である正義を全うする理念に反するからである」と<sup>(48)</sup>とするのが代表的なものである。他にも、「自己の生命が裁判により失われるという自覚を欠く者に対しては、刑の執行として意味を有しないからである」と<sup>(49)</sup>とか、「道義的に受刑能力が無いのであって、これに対する死刑の執行が無意味であるというばかりでなく、死刑制度の目的とする正義を全うする趣旨に反するからである」と<sup>(50)</sup>とされており、この点について、ほとんど異論は見られない。

そして、アメリカ合衆国では、少年と精神遅滞者に続いて、重篤な精神障害者に対する死刑が問題とされるように

なっている。前述した一九八六年の連邦最高裁の判例では、心神喪失者に対する死刑は違憲とされたが、受刑能力を決定するための精神障害の定義は定められていなかった。そこで、二〇〇七年一月に連邦最高裁は、重篤な精神障害に罹患している死刑囚の死刑の妥当性についての検討を開始することを認めた。控訴裁判所は、受刑者に認識能力があるとして受刑能力を認めたが、これに対して、受刑者に幻覚妄想が認められる場合には、刑罰の内容と刑罰の科される理由とを理解していないので、死刑を執行するのは不当ではないかが争われているのである。<sup>(51)</sup>

我が国の死刑の執行停止については、それを判断するのが、検察官およびその指揮のもとにある行刑当局者だけであるので、手続の適正さを担保する制度的な保障が存在しないことに対する批判が存在する。そして、その手続を刑事訴訟法で規定する必要がある、とされるのである。<sup>(52)</sup>

さらに、我が国の場合は、刑の執行停止の対象になるのが心神喪失者のみであり、心神耗弱者をどのように扱うのか、また、人格障害や知的障害の者はどうかという点は、責任能力や訴訟能力との違いを考慮に入れつつ、犯罪者処遇の問題として検討に値するのではなからうか。

二〇〇五年に成立した刑事收容施設・被收容者等処遇法においては、刑事施設視察委員会を設置することとされ、また、受刑者の不服申立制度も改善された。しかし、受刑者が精神障害を有する場合には、心神喪失による死刑執行停止を申し立てるのには困難が伴うであろう。精神保健福祉法が定める精神医療審査会のような役割を刑事施設視察委員会が果たせるどうかの問題である。精神医療審査会の場合、精神病院の入院患者は自由に外部へ電話をかけることができるので、いつでも、都道府県や政令都市の所管する精神医療審査会に退院請求ができる。これが受理されると、医療委員と法律家などの学識委員が病院に向いて担当医と患者本人から意見聴取を行い、その後の審査会で審議して、結論を出すという手続が採用されている。強制入院が不当であるという訴えと刑の執行停止とは大きな違いがあるので、

これと類似のことを要求するのは到底無理であると思うが、死刑確定者が精神障害に罹患した場合の人権保障が図られるような運用を期待したい。<sup>(53)</sup>

注

- (36) 小早川・前掲論文、岩田・前掲論文(註九)参照。また、横藤田誠「心神喪失者び死刑執行をめぐる法的議論——アメリカの憲法判例を中心に——」精神神経学雑誌二〇七巻七号六八頁以下参照。
- (37) 朝日新聞二〇〇七年一月一八日。
- (38) 精神保健福祉研究会監修「改訂第二版 精神保健福祉法詳解」(二〇〇二年)五九頁。
- (39) 融道男・中根允文・小見山実監訳「ICD-10精神および行動の障害——臨床記述と診断ガイドライン——」(一九九三年)二二三頁。I Qが七〇以下で、軽度、中度、重度、最重度に分類される。高野三郎・大野裕・染谷俊幸訳「DSM-IV・TR精神疾患の分類と診断の手引き」(新訂版・二〇〇三年)五〇頁。
- (40) L. French, *Mental retardation and the death penalty in the USA: the clinical and legal legacy*, *Criminal Behaviour and Mental Health*, vol. 15, No. 2, 2005, pp. 82-86.
- (41) 前田雅英編「条解刑法」(二〇〇二年)一四二頁。裁判例については、川端博「西田典之」原田國男「三浦守編」裁判例コメント「メンタル刑法 第一巻」(二〇〇六年)三七六頁以下(大島隆明執筆)参照。症例については、福島章「精神鑑定」(一九八五年)二三〇頁以下参照。また、刑事施設内の問題について、山本讓司「累犯障害者」(二〇〇六年)参照。
- (42) 内藤謙「刑法講義総論(下) I」(一九九一年)七九〇頁、北潟谷仁「責任能力・訴訟能力・受刑能力」季刊刑事弁護四九号(二〇〇七年)一三七頁以下参照。
- (43) 前掲DSM-IV・TR五〇頁。
- (44) 山本讓司・前掲書(註41)、佐藤幹夫「自閉症裁判」(二〇〇五年)参照。
- (45) 法務省刑事局「世界各国における死刑」(刑事基本法令改正資料三六号)(二〇〇一年)三九頁(本書は二〇〇〇年の死刑に関する国際連合事務総長の報告書の翻訳である)。

- (46) 青柳幸一「刑事訴訟法通論下巻〔五訂版〕」(一九七六年) 六五六頁。
- (47) 平野龍一「刑事訴訟法」(一九五八年) 三五一頁。
- (48) 藤永幸治他編「大コンメンタール刑事訴訟法七巻」(二〇〇〇年) 三三四頁(玉岡尚志執筆)。
- (49) 松尾浩也監修「条解刑事訴訟法〔第三版〕」(二〇〇三年) 九九五頁。なお、同旨のものとして、平場安治他「注解刑事訴訟法」下巻〔全訂新版〕(一九八三年) 四四九頁(鈴木茂嗣執筆)、渥美東洋「全訂 刑事訴訟法」(二〇〇六年) 五七七頁、田宮裕「刑事訴訟法〔新版〕」(一九九六年) 五一七頁、平野・前掲書(註46) 三五一頁などがある。
- (51) The New York Times, 2007.1.6. See, Panetti v. Quarterman No. 06-6407.
- (52) 小田中聰樹他「刑事弁護コンメンタール 刑事訴訟法」(一九九八年) 四三七頁(福島至執筆)。
- (53) 土井政和「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義五六巻九号(二〇〇五年) 二二頁以下参照。

#### 四. 死刑確定者の処遇

##### (一) 刑事施設内の精神医療

我が国の刑事施設の中に、精神障害に罹患している者が多いのは周知の事実である。たとえば、平成一七年(二〇〇五年)における新受刑者に占める精神障害者数を見ると、新受刑者三二、七八九人のうち精神障害者は二、一五一人であり、その内訳は、知的障害二八七人、精神病質(人格障害)一二五人、神経症四三五人、その他一、三〇四人となっている。<sup>(53)</sup>このことは、外国においても同様であり、たとえば、アメリカ合衆国では、二〇〇六年九月に大規模な調査の結果が公表された。それによれば、刑事施設の収容者の半数以上が精神障害を有しており、州の刑務所では三人に一人、連邦刑務所では四人に一人、ジェイルでは六人に一人が、収容されてから精神科の治療を受けていた。<sup>(54)</sup>

## (二) 死刑確定者に対する精神医療

二〇〇六年に制定された刑事收容施設・被收容者等処遇法は、五六条において刑事施設内の保健衛生および医療の原則を定めている。すなわち、「刑事施設においては、被收容者の心身の状況を把握することに努め、被收容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」とし、診療にあたっても、「必要に応じ被收容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被收容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる」(六二条)と規定している。これは、旧監獄法四三条の「病院移送」(「精神病、伝染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情状ニ因リ仮ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得」)を引き継いだものである。現在では、医療刑務所も設置されているので、当時の監獄内での治療が困難とされていた精神病と伝染病の例示は姿を消している。しかし、死刑確定者が收容されているのは拘留所であり、その医療体制は十分なものではない。<sup>(55)</sup>

死刑確定者の中に、重篤な精神疾患に罹患している者が存在するのは知られていることである。たとえば、一九五一年に死刑が確定した山本宏子の場合、三年後に発病し、刑の執行は停止されたが、積極的な治療は施されず、一九六九年に個別恩赦で無期懲役に減刑され、八王子医療刑務所に移送された後に、結核のために刑の執行停止となり、一九七八年に奈良の国立療養所で死亡している。<sup>(56)</sup> また、一九八四年に死刑が確定した川中鉄夫は、一審において精神遅滞とされたが、死刑を言い渡された。裁判中から幻覚妄想状態が見られたが、心神喪失ではないとして、一九九三年に死刑が執行された。<sup>(57)</sup>

一九七四年のピアノ殺人事件の犯人である大浜松三の死刑は、本人の控訴取り下げにより一九七七年に確定した。被告人にはパラノイアの疑いがあったので、その取り下げの有効性が争われたが、東京地裁は有効であるとの決定を下し

た。そこで、弁護士から、その決定に対する異議申立が行われたが、それも棄却された。控訴取り下げに関しては、殺人行為について責任能力が否定される疑いを認めながらも、「自己の防禦上の能力を理解し、これに従って行動する能力を備えている状態で、眞意を表明したものである」とし、「訴訟能力に欠けることのない状態」であるとした。異議申立についても、控訴取り下げの申し立て当時、「申立の意義を理解し、自己の権利を守る能力すなわち訴訟能力を有していた」とされたのである<sup>(58)</sup>。しかし、彼に対する死刑は、確定後三〇年近く経った二〇〇六年末の時点では執行されていない。

一九六六年に強盗殺人等で逮捕され、一九八〇年に死刑の確定した袴田巖の場合は、本人が否認に転じて再審の請求が出されているが、一九八五年頃から異常な言動が現れた。そこで、一九九二年に家族が、外部の精神病院への移送を求めて人身保護請求を行ったが、翌年に棄却された。東京拘置所は以下のように主張した。当所は、「小規模ながらもゆるる総合病院としての医療体制を整えているため、……例外的な場合を除いては、被收容者を外部の病院に移送して診療を行うことはない。東京拘置所における精神科の診療については、精神科医が二名、脳外科医が二名配置されており、精神病棟も有し、相当の設備も整っていることから、患者である被收容者を外部の病院に移送する例はほとんどない」。また、「外部の病院においては、直接被拘束者と日常的な接触が要請される看護婦又は看護士が死刑判決確定者という特殊な法的身分にある者を処遇する技術を備えているとは考えられない。……（外部の）病院には拘置所と同程度の物的戒護設備は到底望めず、人的戒護においても多大な支障を生ずる。さらに、……再び被拘束者が東京拘置所に戻された後の治療関係に支障を生ずることになる」。

これに対して裁判所は、外部の病院への移送が認められるためには、拘置所では、「効果的な治療が明らかに期待できないため、当該疾患が改善せず又は悪化するおそれが顕著であることが要件となる」とし、被拘束者の病名を「幻覚

妄想状態（心因的色彩を帯びた拘禁反応による幻覚妄想状態）」としながらも、東京拘置所が「適切な対応が可能と判断していることが誤りであるということは困難である」と述べ、上記のおそれが「顕著であるということはできない」として、本件請求を棄却した。<sup>(59)</sup>

このように、精神障害の治療のために、死刑確定者が外部の病院に移送されたり、医療刑務所に収容されるのは稀であるが、このような事態は改善されるべきであろう。二〇〇二年に心神喪失者等医療観察法が成立し、現在、専門病棟において治療が開始されているが、その法案の審議の際には、精神病院と刑務所間の移送が問題とされていた。この点については、もう少し柔軟な運用が図られるべきであると思われる。少なくとも今後は、保安と処遇に問題があるならば、心神喪失者等医療観察法の専門病棟の成果を参照して、精神障害の治療の改善を目指すべきであろう。また、受刑者の精神状態について、司法機関や第三者機関による確認が行われていないことも問題とされている。<sup>(60)</sup>これは、死刑の執行停止について検討したときに取り上げた問題と同様のものであり、いずれは、第三者機関による公平な監査を行うべきであろう。

さらに、問題になるのは、刑事施設内において精神障害に罹患し、病状が悪化した場合、精神科医が治療を行うにあたっては、倫理的な障害が存在することである。つまり、治療が効を奏して病状が良くなれば、死刑が執行されることになるのであるから、医師の倫理に反するというのである。実際に、日本精神神経学会は、二〇〇二年に「死刑執行への精神科医の関与に関する当学会の当面の態度について」という声明を発表している。それによれば、この問題と並んで、「心神喪失者への死刑執行の禁止が妥当であるか否か」などの七つの問題に対して、「当学会は、この議論が一定の結論に至るまでの間は、当面、精神科医は死刑執行に関与すべきでないと考えるものである」としている。<sup>(61)</sup>

しかし、死刑確定者が精神疾患に罹患し苦しんでいるにもかかわらず、何の治療も施されないというのは、人道に

反することにならないであろうか。そこから、精神障害のゆえに受刑能力が問題となった者に対しては、自動的に終身刑に減刑すべきであるとの見解が主張されるようになってきている。<sup>(62)</sup>

そもそも死刑確定者が拘留所に收容されることに対しては問題がないわけではない。現在は、ほとんど議論の対象となっていないが、拘留所に收容されることになったのは、「自由刑を執行される受刑者ではない」という消極的理由にもとづくもの」とされておき、同時に、死刑の執行を待っただけの者に対しては、温情から、「比較的自由的な刑事被告人の処遇に準ずる」とされている。<sup>(63)</sup>しかし、これは死刑囚の多かった時代のことであり、また、執行までの期間も、現在のように七―八年もかかっていなかったときのことである。刑事收容施設・被收容者等処遇法の制定にもなつて、死刑確定者の処遇に関する規定の整備が図られたのは一歩前進と評価できるとしても、その中心はいわゆる「代用監獄問題」にあつたのであり、死刑の存廃をも念頭においた「死刑確定者の処遇」については、十分に議論されたとは言いがたいのが実情であろう。たしかに、刑事收容施設・被收容者等処遇法においては、死刑確定者の処遇の原則が定められた。すなわち、「①死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるように留意するものとする。②死刑確定者に対しては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする」(三二条)とされ、面会や信書の発受などの外部交通に関する規定が置かれ、死刑確定者の処遇の改善が図られた。<sup>(64)</sup>しかしながら前述したような精神医療に関しては、不十分な点が散見されるのである。もし、死刑を当面存続させるのであれば、手続を含めた「拘留所内の精神医療の改善」は、迅速な解決を迫られる重要な課題であろう。



- (53) 平成一八年版犯罪白書一二二頁。
- (54) Bureau of Justice Statistics Special Report, Mental Health Problems of Prison and Jail Inmates, 2006 (<http://www.ojp.usdoj.gov>), イギリスに<sup>(1)</sup>ついては、拙著「精神医療と犯罪者処遇(二〇〇二年) 一二九頁以下参照。
- (55) 山本真理「再度問う 死刑への精神科医」精神神経学雑誌一〇七巻七号(二〇〇五年) 六九一頁以下参照。
- (56) 村野薫「戦後死刑囚列伝(増補・改訂版)」(二〇〇二年) 一七六頁以下参照。
- (57) 中道武美「依頼人が処刑された」年報・死刑廃止一九九六(一九九六年) 七二頁以下、佐久間哲「死刑に処す——現代死刑囚ファイル」(二〇〇五年) 一四一頁以下参照。
- (58) 東京高判昭和五二年一月二日、東京高判昭和五二年四月二一日判時八五七号一一七頁。この事件については、上前淳一郎「狂気 ビアノ殺人事件」(一九七八年) 参照。訴訟能力について、判例は、「一定の訴訟行為をなすに当り、その行為の意義を理解し、自己の権利を守る能力」(最決昭和二九年七月三〇日刑集八巻七号一二三一頁) あるいは「被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をすることのできる能力」(最決平成七年二月二八日刑集四九巻二号四八一頁) としている。また、控訴の取下げが無効とされた例として、最決平成七年六月二八日刑集四九巻六号七八五頁参照。
- (59) 東京地判平成五年一月一三日判時一四五四号一一九頁、判タ八一九号一九〇頁。なお、秋山賢三「裁判官はなぜ誤るのか」(袴田巖の弁護士である元裁判官の著作)(二〇〇二年) 九三頁以下参照。また、死刑囚全般について、小木貞孝「死刑囚と無期囚の心理」(一九七四年)、加賀乙彦「死刑囚の記録」(一九八〇年) 参照。
- (60) 石塚伸一「死刑確定者の処遇」刑事立法研究会編「代用監獄・拘留所改革のゆくえ」(二〇〇五年) 二二三頁。
- (61) 精神神経学雑誌一〇四巻七号六四二頁。中島直「死刑執行への精神科医の関与に関する学会声明に向けて」精神神経学雑誌一〇七巻七号(二〇〇五年) 六七六頁以下参照。アメリカでも同様の問題があったことについては、以下の文献参照。ここで著者は、「」のような場合は、死刑の執行よりも病気の治療が行われるべきである」としてゐる。S. B. Bright, op. cit., pp. 175-176.
- (62) 中島・前掲論文(註61) 六八〇頁参照。
- (63) 小野清一郎「朝倉京一「改訂監獄法」(一九七〇年) 四一—四二頁。

(64) 名取俊也「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律の概要」ジュリスト一三一九号(二〇〇六年)四八頁以下、法曹時報五八卷一〇号(二〇〇六年)一頁以下、島戸純「刑事施設における被收容者の処遇に関する最近の動き」法律のひろば六〇卷一号(二〇〇七年)三七頁以下、田鎖麻衣子「変わる死刑確定者処遇」自由と正義五八卷一号(二〇〇七年)六八頁以下参照。

## 五. おわりに

最後に、死刑存廃論に触れた後に今後の課題を挙げてみたい。

死刑存廃論の論拠は大略以下の通りである。まず、死刑廃止論の主張は、①国家が犯罪者の生命を奪う権利は認められない(法哲学的論点)、②死刑には特別な犯罪抑止効果は存在しない(刑事政策的論点)、③死刑は残虐な刑罰である(憲法的論点)、④誤判の場合は救済が不可能である(適正手続的論点)、の四点に集約できる。これに対して、死刑存置論は、①死刑の存置は国民感情に合致し、そのことは、世論調査において、死刑存置が常に過半数を占めていることから明らかである、②死刑には強力な威嚇力があり、犯罪の抑止に効果を上げている、③犯罪者を完全に隔離・排除することができる、と反論している<sup>(65)</sup>。

死刑の効果の点については決定的な証拠は存在しない。誤判に関しては、その可能性がまったくない場合、たとえば池田小学校児童殺傷事件のような事例では、死刑が科されることに問題はないということになる。したがって、結局は、国民世論の支持と人道的立場との対立に帰着する<sup>(66)</sup>。これについて、二〇〇五年の内閣府の世論調査では、死刑制度を容認する者が八一・四％に達している<sup>(67)</sup>、また、二〇〇六年一二月に讀賣新聞が行った「裁判員制度に関する世論調査」でも八〇・四％の者が死刑の存続を支持している。また、後者では、無期刑についての仮釈放が一〇年で認められることに関して、「仮釈放の認められない終身刑の導入」を聞いたところ、八一・六％が賛成している<sup>(68)</sup>。しかしなが

ら、ヨーロッパ各国でも、死刑廃止の前の世論調査では存置派が廃止派を上回っていたのである。<sup>(69)</sup> 日本のように、世論の動向を重視したり、アメリカ合衆国のように、「変遷する『品位』」によって死刑の存廃を決定するのは、曖昧にすぎるのではなからうか。実際に、前述した昭和二三年の最高裁の判例においても、補足意見で、「国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情により否定されるにちがいない」とされており、その後、平成五年の判決の補足意見において提言が行われたが、それによる影響はそれ程大きくなかった。<sup>(70)</sup>

また、日本政府の立場は以下の通りである。すなわち、「国民世論の多数が極めて悪質・凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ跡を絶たない状況等から、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当ではない」<sup>(71)</sup>。さらに、検察官の中にも死刑存続を支持する意見が見られる。たとえば、「死刑の選択の判断は……極めて慎重に行われており、……かかる運用をも前提としたとき、死刑を存置すべきという考え方には十分な合理性がある」<sup>(72)</sup>であるとか、「被害者遺族の、血の出るような叫びや悲しみを体感しているためか、死刑廃止論には軽々に組することができないと感じている。……死刑制度はその（無差別大量殺人など）ために存置される必要がある」<sup>(73)</sup>とする見解がある。

このような状況を見れば、死刑が近い将来に廃止される可能性は極めて低いと思われるが、それでも、あるいはそれだからこそ、少しでも死刑の適用を限定する努力が続けられるべきであると思われる。アメリカ合衆国における死刑の動向を参照すれば、まず第一に、重篤な精神障害者に対する死刑の執行停止が検討されるべきである。また、少年や知的障害、性的逸脱、人格障害、薬物依存などの事例についても、責任能力・訴訟能力・受刑能力の点からの見直しを行うべきであろう。受刑能力のみが欠ける例は少ないと思われるが、少しでも存在する可能性があるならば慎重に検討す

べきである。また、刑事訴訟法は心神喪失者にのみ執行停止を認めているが、心神耗弱の場合を対象に含めるべきかどうかも一考に値する問題であろう。

アメリカ合衆国では、死刑の意味が理解できない者に対する死刑執行を回避すべきであるとの議論と並んで、適正手続の問題が重視されているように思われる。我が国の場合でも、死刑についての情報公開が不十分な点に対する批判がある。「日本の死刑は、法務大臣の自由裁量に委ねられており、また行刑密行主義から検証もできないので、現行の手続は憲法三一条に違反する」とする見解がそれである。<sup>(74)</sup>さらに、裁判員制度が導入されるにあたっては、裁判員に十分な情報を提供する必要がある。<sup>(75)</sup>たとえば、精神障害に罹患した受刑者の診断内容の公開や、セカンド・オピニオンの聴取なども検討すべきではなからうか。

それ以外にも、手続面での改善に関する提言として、「死刑量定が予定又は予想される犯行についての捜査段階での『国選弁護人制度』の法制度化」も指摘されている。<sup>(76)</sup>アメリカの動きを見ると、我が国においても、死刑適用に関する手続の改善にもっと関心が払われてもよいように思われる。

さらに我が国では、被告人が否認している場合、再審請求や恩赦の申請がなされているときは、死刑の執行は行われないとされているが、<sup>(77)</sup>アメリカの複数の州で行われているように、モラトリアムの間は、死刑の執行を本人の同意があるときに限定するという方法も参考になるであろう。<sup>(78)</sup>それ以外に、被害者支援の問題や代替刑いかなという問題も重要であるが、紙幅の関係で、別の機会に譲りたい。<sup>(79)</sup>

アメリカでは、死刑存置派の人たちも、死刑に対する非難をかわすために、手続の改善等には積極的に賛成しているようである。体感治安が悪化していると言われている現在、死刑を廃止するのは困難であるとしても、制度の不備さえも是正されないという現状は改善すべきであると考ええる。

- (65) 大谷・前掲書五三三頁以下参照。
- (66) 拙稿「刑罰とは？」法学セミナー五五八号(二〇〇一年)一〇頁。
- (67) 「基本的法制度に関する世論調査」(二〇〇四年一月実施) (<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-houseido/index.html>)。
- (68) 読賣新聞二〇〇七年一月一六日。
- (69) たとえば、伊藤公雄Ⅱ木下誠編「こうすればできる死刑廃止 フランスの教訓」(一九九二年)四頁以下、佐伯千似Ⅱ団藤重光Ⅱ平場安治編著「死刑廃止を求める」(一九九四年)一二七頁以下、藤吉和史他「世論調査における死刑」法学セミナー増刊「死刑の現在」(一九九〇年)一五〇頁以下参照。
- (70) 井上宏「死刑の合憲性を認めた法廷意見にくみしながら立法的施策を提言した最高裁判決の補足意見について」法律のひろば四七巻二号(一九九四年)三八頁以下参照。
- (71) 山田・前掲論文(註33)四七頁。
- (72) 同四八頁。
- (73) 宗像紀夫「死刑制度を検察官の目から見る」犯罪心理研究二号(一九九八年)三五―三六頁。
- (74) 横藤田・前掲論文(註36)六八五頁。「年報・死刑廃止99 死刑と情報公開」(一九九九年)参照。
- (75) 柳重雄「裁判員制度のスタートと死刑制度問題」法学セミナー六二六号(二〇〇七年)四六頁以下参照。
- (76) 渥美東洋「日本の現行の死刑制度は廃止されるべきか」刑法雑誌三五巻一号(一九九五年)一〇八頁。
- (77) 刑法四七五条一項は、法務大臣の執行命令を判決確定の日から六ヶ月以内に行わなければならないとしているが、二項において、上訴権回復、再審請求、非常上告、恩赦出願・申出があったときは、その手続が終了するまでの期間、また共同被告人の判決確定までの期間は、この六ヶ月には算入しないこととしている。なお、東京地決昭和六〇年五月三〇日判時一一五二号二六頁参照(帝銀事件の犯人として死刑を科された者が、判決確定後に、刑の時効が成立するとして、人身保護請求を行った事件の決定)。
- (78) Death Penalty Information Center. <http://www.deathpenaltyinfo.org>.
- (79) 代替刑については、岩井宜子「死刑と代替刑」刑法雑誌四三巻三号(二〇〇四年)一六九頁以下、加藤久雄「死刑代替論

について」法学研究六九卷二号（一九九六年）一三三頁以下、石塚伸一「死刑代替刑としての終身刑」季刊刑事弁護三七号（二〇〇四年）三〇頁以下、三原憲三「死刑の廃止と代替刑をめぐる若干の考察」法律論叢七七卷四・五号（二〇〇五年）三四五頁以下、菊田幸一「死刑廃止に向けて——代替刑の提唱」（二〇〇五年）二六四頁以下など参照。